

飛島村請負業者等格付要領

平成21年3月31日

訓令第81号

(趣旨)

第1条 この要領は、本村において発注する工事の請負業者の格付（以下「格付」という。）の方法及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付対象業者)

第2条 格付は、指名競争入札参加資格審査申請者のうち、次の各号に掲げる業者について行う。

- (1) 土木工事業業者
- (2) 舗装工事業業者
- (3) 鋼構造物工事業業者
- (4) 浚渫工事業業者
- (5) 水道施設工事業業者
- (6) 造園工事業業者
- (7) 建築工事業業者

(格付の方法)

第3条 格付は、次の各号に掲げる業者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 土木工事業業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評点（以下「総合評点」という。）により4等級に格付する。

(格付の基準)

第4条 格付の基準は、次の各号に掲げる業者の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。

- (1) 土木工事業業者 別表第1
- (2) 舗装工事業業者 別表第2
- (3) 鋼構造物工事業業者、浚渫工事業業者及び水道施設工事業業者 別表第3
- (4) 造園工事業業者 別表第4
- (5) 建築工事業業者 別表第5

（格付の有効期間）

第5条 格付は、原則として隔年ごとに行い、その有効期間は2年（格付の施行された日から次期格付の施行される日の前日まで）とする。

2 格付の施行後における補充又は追加の入札参加資格審査を受けた者の有効期間は、前項の有効期間の残余の期間とする。

（格付名簿）

第6条 村長は、格付をしたときは、格付名簿を作成しなければならない。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、格付の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

（飛島村請負業者等格付要領の廃止）

2 飛島村請負業者等格付要領（昭和57年訓令第1号。次項において「旧要領」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の施行の日の前日までに、旧要領の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。